

硫黄山噴火に関する支援対策について

平成 30 年 5 月 23 日
農 林 水 産 省

硫黄山の噴火は、長江川及び川内川の河川水に影響を及ぼし、宮崎県及び鹿児島県における水田の稲作等が大きな影響を受けている。

このため、農業漁業者の不安に応え、経営の継続ができるように、以下のような支援対策を講ずる。

1 災害関連資金の措置

被災農林漁業者が営農を継続できるように、長期・低利の農林漁業セーフティネット資金等により支援。

また、以下のとおり要請済み。

- ① 新規融資に際しては、円滑な融通が図られるように、関係金融機関に要請
- ② 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講ずるよう、関係金融機関に要請

2 営農再開に向けた支援

- (1) 米が作付けできずに、大豆や飼料作物等に作付転換した場合には、水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成、産地交付金）、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の対象になることを周知。
- (2) 被災により作物転換等に取り組む産地に対して必要となる種子・種苗の購入、農業用機械のリース・レンタル等に要する経費を助成。
- (3) 畜産農家において、稲わらや代替粗飼料の確保に支障が生じた場合には、その確保に要する経費を助成。

3 共済金等の早期支払

- (1) 農業共済について、作付けの準備をしていたものの、移植期において作付けできなかった場合は共済金の支払対象となる（共済金は、経営コストを勘案して通常の半分）ことを、農業者に対して周知。
- (2) 移植期に作付けできない場合には、損害評価を迅速に行い、共済金の早期支払を実施。

4 作付できない農業者の就労機会の確保を支援

農業農村整備事業等の実施において作付できない農業者の就労を促進。

5 排水改良等を行う基盤整備への支援

水田の畑地利用が困難なほ場において、暗きょ排水などの基盤整備の取組を支援。

6 代替水源の確保に向けた支援

代替水源を確保するための調査などを支援。

7 水産関係に対する支援

引き続き被害の状況の把握に努め、必要に応じて対応。

8 その他

(1) 農業用水、土壌等の調査を支援。

(2) 作付けを行わない産地の取組を丁寧に説明。

9 発生源及び流域対策

発生源及び流域対策については、関係省庁の一員として取り組むとともに、継続的に農業者等に助言。

硫黄山の噴火による河川水への影響により 水稲から他の作物へ作付けを転換する農家の皆様へ

硫黄山の噴火による河川水への影響により、水稲から大豆や飼料作物など他の作物へ転換する場合、以下の支援の対象となります。

(1) 水田活用の直接支払交付金

(a) 戦略作物助成

水稲から大豆や飼料作物へ転換する場合、3.5万円/10aが交付されます。
(ただし、30年産の水稲共済の支払を受けた場合は、対象となりません。)

(b) 産地交付金

大豆や飼料作物等の作付けについては、県や地域において要件や単価を設定する産地交付金の対象となる場合があります。

※詳しい内容は、地域農業再生協議会へお問い合わせください。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

大豆等の対象作物の作付面積に応じた面積払(大豆: 2万円/10a)及び生産量と品質に応じた数量払が交付されます。

※ 対象は認定農業者、集落営農、認定新規就農者です。

(3) 硫黄山噴火対応産地緊急支援事業

被災により作物転換等に取り組む産地に対して必要となる種子・種苗の購入、農業用機械のリース・レンタル等に要する経費の一部(1/2以内等)を助成します。

【各事業の申請先】

- ・ 水田活用の直接支払交付金及び畑作物の直接支払交付金の交付申請書等は、地方農政局等又は地域農業再生協議会へ提出してください(提出期限: 8月31日)。
- ・ 硫黄山噴火対応産地緊急支援事業の交付申請については、以下の(3)の担当課にお問い合わせください。

【農林水産省担当課】

(1) 水田活用の直接支払交付金

九州農政局生産振興課

電話096-300-6206

※産地交付金の具体的な要件・単価等については地域農業再生協議会へお尋ねください。

(2) 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

九州農政局経営所得安定対策チーム

電話096-300-6293

(3) 硫黄山噴火対応産地緊急支援事業

九州農政局生産振興課

電話096-300-6208

農林水産省

硫黄山噴火に関する支援対策について

参考資料

平成30年5月23日

農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫等が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
 - ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)
 - ③ 認定新規就農者(※2)
 - ④ 集落営農組織
- (※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。
- (※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

(3) 借入金利：0.20% (平成30年5月23日現在)

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい(災害による被害についての市町村長の証明書等の添付が必要となります)。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-154-505)

□最寄りの信用農協連合会 など

水田活用の直接支払交付金

対策のポイント

米政策改革の着実な実行に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化や地域の特色ある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を図ります。

<背景／課題>

- ・行政による生産数量目標の配分を廃止する等の米政策の改革を着実に進め、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備することが重要です。また、主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、生産資源である水田を最大限に有効活用する必要があります。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米等の多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など多くを海外からの輸入に依存している品目の作付けを拡大していく等の取組を進める必要があります。

政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減（平成37年度）
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

<主な内容>

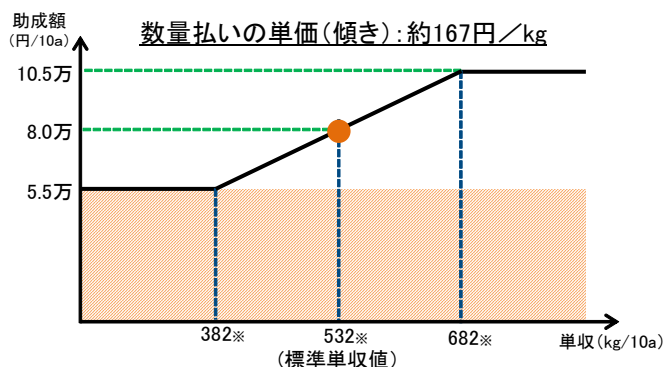
水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む

○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2：※は全国平均の年平均単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めた単収を適用

2. 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	12,000円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	20,000円/10a

※ 上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行います。

① 転換作物拡大

都道府県段階において需要のある作物の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した都道府県に対し、その面積に応じて10,000円/10aを配分します。

② コメの新市場開拓

主食用米の国内需要が減少する中、内外のコメの新市場の開拓を図る米穀を作付けた都道府県に対し、作付面積に応じて20,000円/10aを配分します。

③ 畑地化

水田の畑地化（水田台帳の交付対象水田から除外し、当年度から本交付金の交付対象としない。）に取り組んだ都道府県に対し、取組面積に応じて10.5万円/10aを配分します（取組年度に限り当メニューのみ交付可）。

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 （03-3597-0191）]

水田活用の直接支払交付金の概要

○ 米政策改革の着実な実行に向け、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域
の特色ある魅力的な製品の産地の創造を支援。

【交付対象者】

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

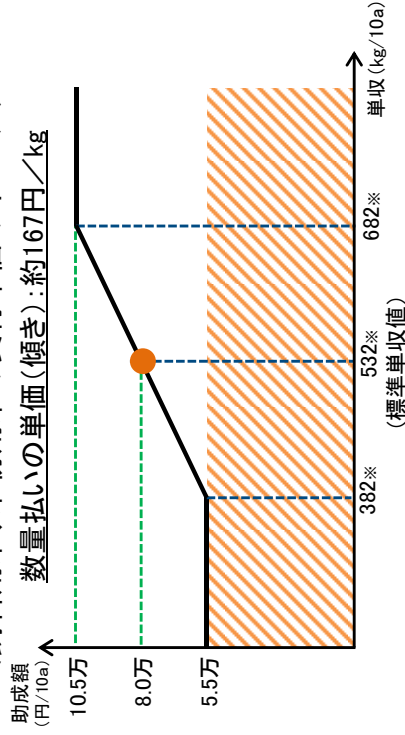
【支援内容】

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

※ 子実用とうもろこし（飼料用）を含む

＜飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ＞



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2：※は全国平均の平年単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めた単収を適用

2. 産地交付金

○ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な製品の産地の創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

○ また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約（3年間の取組） ※継続分のみ。	1.2万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行う

- ① 転換作物拡大（1.0万円/10a）
前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した場合に、その面積に応じて配分
- ② コメの新市場開拓（2.0万円/10a）
内外の新市場の開拓を図る米穀の作付面積に応じて配分
- ③ 畑地化（10.5万円/10a）
水田の畑地化面積（交付対象水田からの除外面積）に応じて配分

経営所得安定対策

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象として実施します。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価（29年産～31年産まで適用）

① 数量払

交付単価の水準は、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分として算定されており、品質区分に応じた単価設定がされています。

＜小麦の品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麵用品種	8,990	8,490	8,340	8,280	7,830	7,330	7,180	7,120
パン・中華麵用品種以外	6,690	6,190	6,040	5,980	5,530	5,030	4,880	4,820

＜大麦・はだか麦の品質区分と交付単価＞

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,520	5,100	4,980	4,930	4,660	4,240	4,110	4,060
六条大麦 (50kg)	6,000	5,580	5,450	5,400	4,970	4,550	4,430	4,380
はだか麦 (60kg)	8,610	8,110	7,960	7,870	7,040	6,540	6,390	6,310

＜大豆の品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	9,940	9,250	8,570
特定加工用大豆	7,890		

特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

＜てん菜の品質区分と交付単価＞

(円/t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,180	▲62

＜でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価＞

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	11,610	▲64

＜そばの品質区分と交付単価＞

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	17,470	15,360

＜なたねの品質区分と交付単価＞

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,940	9,200

＜参考：平均交付単価＞

小麦	6,890円/60kg	てん菜	7,180円/t
二条大麦	5,460円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/t
六条大麦	5,690円/50kg	そば	16,840円/45kg
はだか麦	8,190円/60kg	なたね	9,920円/60kg
大豆	9,040円/60kg		

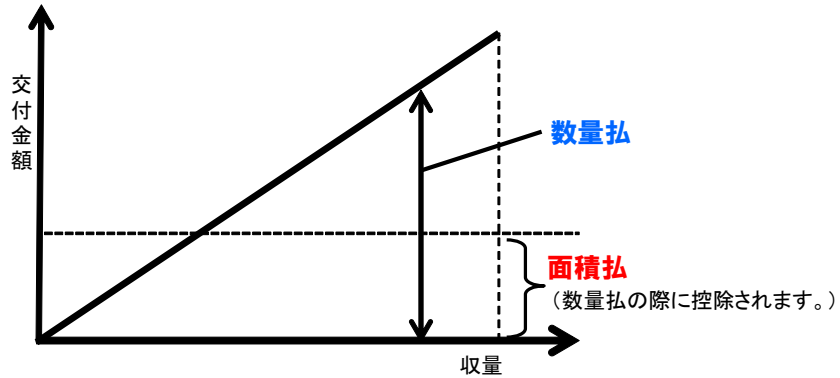
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「面積払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	: 20,000円 / 10a（そばについては、13,000円 / 10a）
------	--

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

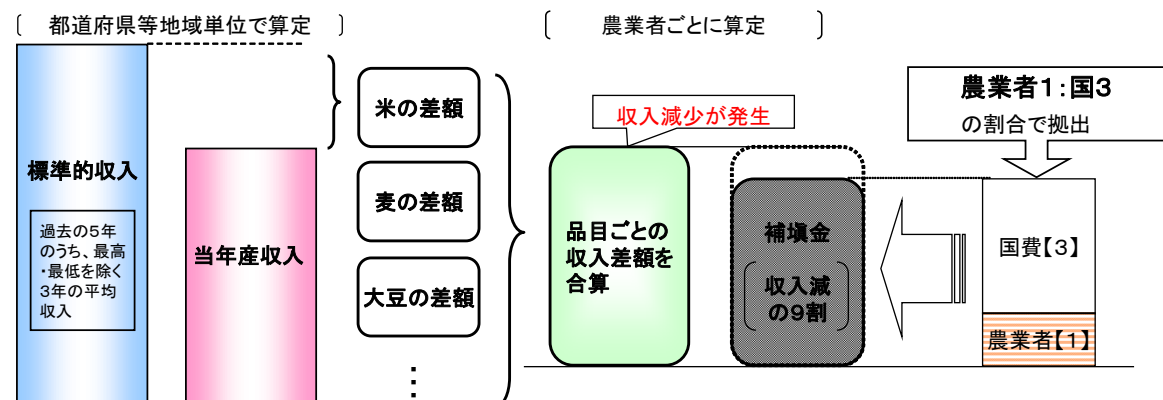
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよの29年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません）

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



3. 経営所得安定対策等推進事業等

農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

また、都道府県（農業再生協議会）への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

（お問い合わせ先：政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室
（03-3502-5601）

○ 経営所得安定対策の概要

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

◇ 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

【対象者】
認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件はありません)

【対象作物】
麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいしよ、そば、なたね

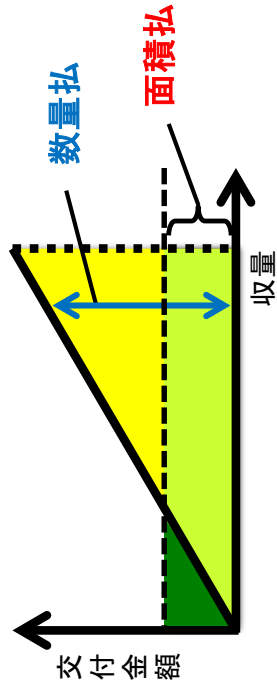
【交付単価(29年産～31年産まで適用)】

〔数量払〕
交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,890円/60kg	てん菜	7,180円/t
二条大麦	5,460円/50kg	でん粉原料用ばいしよ	11,610円/t
六条大麦	5,690円/50kg	そば	16,840円/45kg
はだか麦	8,190円/60kg	なたね	9,920円/60kg
大豆	9,040円/60kg		

【面積払】
当年産の作付面積に基づき交付 2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

＜畑作物の直接支払交付金のイメージ＞



米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)

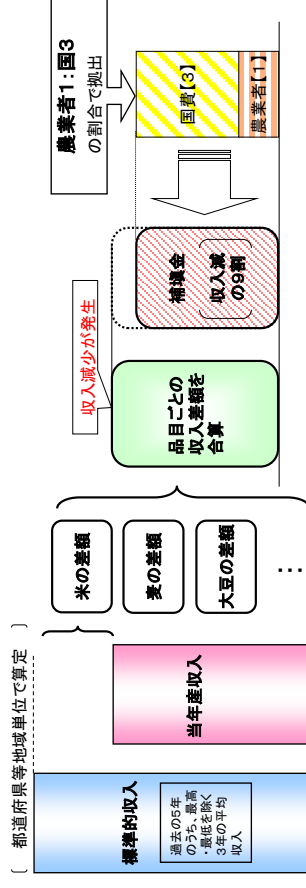
◇ 農家拠出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【対象者】
認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件はありません)

【対象作物】
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばいしよ

【仕組み】
米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計(当年産収入額)が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補填します。

＜収入減少影響緩和交付金のイメージ＞



経営所得安定対策等推進事業等

- ◇ 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。
- ◇ また、都道府県(農業再生協議会)への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

硫黄山噴火対応産地緊急支援事業

対策のポイント

平成30年硫黄山噴火の影響により、大きな被害を受けた産地に対し、営農再開・継続に向けた農業機械のリース導入や、作物の種子・種苗の確保等を支援します。

<背景／課題>

- ・平成30年硫黄山噴火の影響により、産地において水稻作付ができないなど農業生産に大きな影響を及ぼしています。
- ・このため、被災された農業者の不安に応え、一日も早く経営再開ができるように、以下の対策を講じます。

政策目標

- 平成30年硫黄山噴火により被害を受けた産地における速やかな営農再開の実現

<主な内容>

被災地における円滑な営農再開を図るために必要となる取組等を支援します。

1. リース方式による農業機械等の導入支援

被災を機に作物転換や規模拡大に取り組む産地に対し、農業機械のリース導入等に要する経費を支援します。

2. 種子・種苗等の導入支援

被災により、一時的な作物転換等を余儀なくされた場合に必要となる種子・種苗の共同購入、農業用機械のレンタル等に要する経費を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：市町村、農業者団体等

お問い合わせ先：

生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
生産局畜産部飼料課 (03-3502-5993)
政策統括官付穀物課 (03-6744-2108)

【平成30年度ALIC事業（緊急対策）】

粗飼料確保緊急対策事業

1 事業の目的

平成29年6～7月の梅雨期の豪雨及び9月に襲来した台風第18号（以下「平成29年台風第18号等」という。）の影響により、平成29年度産のデントコーンや牧草などの自給飼料において、冠水や倒伏による被害が発生したことから、サイレージの品質低下を防止するための発酵促進資材等の購入や、代替粗飼料の購入に係る支援を実施してきた。

しかしながら、代替粗飼料である乾牧草はサイレージとは異なり湿気に弱く、品質保持の観点や、保管場所の確保の必要性から平成29年度中に不足分の全量を確保することは難しい。また、被害を受けたほ場では、倒伏したとうもろこし等をサイレージに調製しているが、土の混入が多い場合は、十分に発酵が行われず、開封後のカビの発生等を抑制しなければ給与が困難となるおそれがある。

このため、引き続き粗飼料の品質の確保や代替粗飼料の購入を支援し、生乳生産の安定を図るため、本事業を30年度についても延長して実施する。

なお、今回の硫黄山噴火により、畜産農家において、稲わらや代替粗飼料の確保に支障が生じた場合には、その確保に要する経費を助成する。（2（2）代替粗飼料の共同購入支援に追加）

2 事業の内容

(1) サイレージ品質低下防止対策

平成29年台風第18号等の影響を受け、土壌の混入等により発酵不良が見込まれる平成29年産とうもろこしサイレージ等の開封後の品質低下防止のため、有機酸等の資材を共同購入により確保する場合に、購入費用の一部を支援する。

また、品質の低下が懸念されることから、給与前の品質確認を行う場合、その費用を支援する。

(2) 代替粗飼料の共同購入支援

平成29年台風第18号等の影響による、平成29年度産の自給飼料の不足を補うための代替粗飼料を共同購入により確保する場合に、購入費用の一部を支援する。

3 事業実施主体 民間団体等

- 4 補助率 2の(1)の事業：定額、1／2以内
2の(2)の事業：定額 5千円／トン以内

（ 担当課：生産局畜産部飼料課
代表 03-3502-8111 内線 4916
担当者：谷口、沖 ）

農業競争力強化農地整備事業

対策のポイント

平成30年硫黄山噴火による長江川、川内川の影響に係る支援対策として、水田の畑地利用が困難なほ場において、暗渠排水等の基盤整備の取組を支援します。

<主な内容>

農地の大区画化や排水対策等を実施し、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進します。

1. 農地整備事業

(1)対象工種

区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設整備 等

(2)採択要件

受益面積20ha以上(中山間地域は10ha以上)、担い手への農地集積率50%以上 等

(3)主な附帯事業

○中心経営体農地集積促進事業（促進費）

事業完了後の中心経営体への農地集積率に応じて最大で事業費の12.5%を交付

補助率：1／2等
事業実施主体：都道府県等

2. 農業基盤整備促進事業

(1)対象工種

○きめ細かな基盤整備（定率助成）

区画整理、暗渠排水、土層改良、農作業道等の整備 等

○農業者の自力施工を活用した簡易な整備（定額助成）

区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除れき、末端畑地かんがい施設 等

(2)採択要件

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、受益面積5ha以上 等

補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等

お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2208）

農地耕作条件改善事業

対策のポイント

平成30年硫黄山噴火による長江川、川内川の影響に係る支援対策として、水田の畑地利用が困難なほ場において、暗渠排水、客土、除れき等の基盤整備の取組を支援します。

1. 事業内容

暗渠排水、除れき、客土、大区画化等の耕作条件の改善とあわせて、高収益作物への転換を図るための計画策定や営農定着に必要な取組を一括支援します。

(1) 地域内農地集積型

- 定額助成：区画拡大、暗渠排水、客土、除れき、湧水処理
水路等の更新整備、先進的省力化技術の導入支援 等
- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等

(2) 高収益作物転換型

基盤整備に加え、高収益作物への転換を図る場合に、販売先の確保や営農定着等に必要な支援を計画策定から一括支援します。「地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能です。

- 定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握
技術習得方法の検討と実践、試験販売等の経営展開の支援 等
- 定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料への支援 等

(3) 農地集積推進型

一定以上の事業規模、農地集積・集団化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施します。「地域内農地集積型」の定率助成の事業内容を対象としますが、単独実施は、区画整理、暗渠排水及び農地造成のみ可能です。

- 定率助成：区画整理、暗渠排水、農地造成、土層改良、農作業道
営農環境整備支援、管理省力化支援、品質向上支援 等
- 集積推進費：農家負担の軽減を図るための推進費を交付
(ハード整備費の最大5.0% (補助率1/2、補助残は地方公共団体))

2. 事業主体

農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

3. 補助率

定額、1 / 2 等

4. お問い合わせ先

農村振興局整備部農地資源課（03-6744-2208）

農業水路等長寿命化・防災減災事業

対策のポイント

平成30年度硫黄山噴火による長江川、川内川の影響に係る支援対策として、水田の畑地利用が困難なほ場において、老朽化した排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水等の基盤整備の取組を支援します。

<主な内容>

○ きめ細やかな長寿命化対策

① 事業内容

農業水利施設の老朽化にきめ細やかに対応した機能保全計画に基づく長寿命化を図るほか、水管理や維持管理の労力軽減に資する取組を支援します。

- ・ 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、除塵機や水位計・流量計等の設置など、施設の長寿命化や水管理・維持管理の省力化に資する対策
- ・ 施設の状態を確認するための機能診断、機能保全計画の策定、ICT化など省力化技術を導入するための実証など、施設の長寿命化や省力化につながる対策

② 事業主体

都道府県、市町村、土地改良区等

③ 補助率

1 / 2、定額等

④ 実施要件

総事業費200万円以上、受益者数2者以上、事業期間3年以内
(ハード対策) 等

[お問い合わせ先 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

水利施設等保全高度化事業

対策のポイント

平成30年度硫黄山噴火による長江川、川内川の影響に係る支援対策として、代替水源を確保するための調査などを支援します。

<主な内容>

農業の高付加価値化、担い手への農地集積・集約化、水管理の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設等の整備及び効率的な活用のための調査・計画策定等を支援します。

○ 実施計画策定事業

- ① 事業内容
施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援します。
- ② 事業主体
都道府県、市町村、土地改良区等
- ③ 補助率
定額等
- ④ 主な採択要件
事業費が200万円以上であること 等

[お問い合わせ先 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)]

食品の安全性向上措置の検証

【消費・安全対策交付金】

対策のポイント

有害化学物質及び有害微生物のリスク管理措置を策定するにあたり、地域の実態に即した実行可能性・有効性の現場での検証を推進します。

<背景／課題>

- ・リスク管理措置を的確に立案し、効果的に推進するためには、レギュラトリーサイエンス※を推進し、科学的根拠に基づいた取組を一層強化することが不可欠です。
- ・リスク管理措置は、複数の手法から都道府県等が実行可能性や有効性を検証し、地域の実態に即したものを実施することが必要です。

※ レギュラトリーサイエンスとは、科学的知見と、規制などの行政施策・措置の間を橋渡しする科学のことで、行政施策・措置の検討に利用できる科学的知見を得るための研究と科学的知見に基づいて施策・措置を決定する行政の両方を含んでいます。

政策目標

国産農畜水産物・食品の安全性向上のための産地における有害化学物質及び有害微生物低減への取組の拡大

<内容>

1. 事業内容

(1) 土壌有害化学物質（カドミウム、ヒ素、鉛等）のリスク管理措置の検証（拡充）

- ① 土壌有害化学物質による農作物の汚染低減のため、要対策地域の絞り込みや、汚染リスク推定技術、植物・薬剤等を用いた土壌浄化技術、栽培管理による有害物質吸収抑制技術等の実行可能性・有効性を検証する取組を支援します。
- ② 農用地土壌汚染防止法に基づく対策計画策定に当たって、必要な調査等の実施に対して支援します。

(2) 有害化学物質（かび毒、多環芳香族炭化水素類等）・有害微生物（カンピロバクター、O157等）のリスク管理措置の検証

- ① 土壌以外に由来する有害化学物質の汚染低減のため、栽培管理における農作物の汚染リスク推定技術や防御技術の実行可能性・有効性を検証する取組を支援します。
- ② 製造過程における有害化学物質の発生を抑制するため、製造技術の実行可能性・有効性を検証する取組を支援します。
- ③ 有害微生物の汚染低減のため、農産物における肥培管理技術、家畜における飼養衛生管理技術や微生物排泄抑制技術の実行可能性・有効性を検証する取組を支援します。

2. 事業実施主体 都道府県、市町村、農業者団体等

3. 交付率 定額（1／2以内）

4. 事業実施期間 平成27年度～31年度

[お問い合わせ先：消費・安全局食品安全政策課（03-3502-5722）]